

瀬戸市告示第80号



瀬戸市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月28日

瀬戸市長 川本雅之

1 日 時 令和6年6月10日 午前10時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 4 1 号議案	市有財産（土地）の売払いについて……………	1
第 4 2 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について……………	2
第 4 3 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	8
第 4 4 号議案	瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例及び瀬戸市指定介護予防支援等の 事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の一部改正につ いて……………	1 0
第 4 5 号議案	瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正 について……………	1 5
第 4 6 号議案	瀬戸市下水道条例の一部改正について……………	1 6
第 4 7 号議案	瀬戸市水道法施行条例の一部改正について……………	1 9
第 4 8 号議案	令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 3 号）…	別冊
第 4 9 号議案	令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 5 0 号議案	令和 6 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 1 号）……………	別冊
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
報告 第 4 号	令和 5 年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越 しについて……………	別紙
報告 第 5 号	令和 5 年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の	

	繰越しについて……………	別紙
報告第6号	令和5年度瀬戸市水道事業会計予算及び令和 5年度瀬戸市水道事業会計予算継続費の繰越 しについて……………	別紙
報告第7号	令和5年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越 しについて……………	別紙

6年市長提出第41号議案

市有財産（土地）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（土地）を売り払うものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 土地の所在 | 瀬戸市日の出町34番34 |
| 2 | 地目 | 原野 |
| 3 | 登記面積 | 15,889平方メートル |
| 4 | 売払方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 売払価額 | 159,000,000円 |
| 6 | 売払先 | 瀬戸市定光寺町1214番地の1
株式会社寿工業
代表取締役 渡邊哲也 |

（理由）

この案を提出するのは、市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第42号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する<u>公益信託</u>の信託財産とするために支出した<u>当</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。）<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する<u>特定公益信託</u>の信託財産とするために支出した<u>金銭</u></p>

<p>該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 (愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に 属する公益信託(市内に事務所又は事業所を 有する法人が管理するものに限る。)の信託 財産とするために支出したものに限る。)</p>	<p>(愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に 属する公益信託(市内に事務所又は事業所を 有する法人が管理するものに限る。)の信託 財産とするために支出したものに限る。)</p>
<p>(10) <省略></p>	<p>(10) <省略></p>
<p>2 <省略> (市民税の減免)</p>	<p>2 <省略> (市民税の減免)</p>
<p>第51条 <省略></p>	<p>第51条 <省略></p>
<p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、規則で定める期日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が<u>同項各号</u>のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、規則で定める期日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が<u>前項各号</u>のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(1)から(3)まで <省略></p>	<p>(1)から(3)まで <省略></p>
<p>3 <省略></p>	<p>3 <省略></p>
<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関</p>	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の</p>

の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>
(固定資産税の減免)

第71条 <省略>

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、規則で定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、

開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>
(固定資産税の減免)

第71条 <省略>

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、規則で定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、

この限りでない。

(1)から(5)まで <省略>

3 <省略>

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 <省略>

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

3 <省略>

附 則

この限りでない。

(1)から(5)まで <省略>

3 <省略>

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 <省略>

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで <省略>

3 <省略>

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

<p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>	<p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定
公益信託に関する法律(令和6年法律第 号)の施行の日の属する
年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定に

よる改正後の瀬戸市市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（理由）

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、瀬戸市市税条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第43号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料（ <u>介護予防支援を居宅介護支援と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。</u> ）		介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料	
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料に係る事項を改めるに当たり、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第44号議案

瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)
第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき	第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき

専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする

専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の6第1号イ(3)（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(2) <省略>

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合

(2) <省略>

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の6第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の6第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第45号議案

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。） <u>第5条第1項</u> に規定する精神障害者をいう。	(定義) 第2条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。） <u>第5条</u> に規定する精神障害者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、瀬戸市精神障害者医療費助成条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第46号議案

瀬戸市下水道条例の一部改正について

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
(使用料の額) 第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料（以下「基本使用料」という。）の額及び従量使用料の額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。				(使用料の額) 第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。				
排除汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	従量使用料 (1月につき)		排除汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	超過使用料 (1立方メートルにつき)		
	金額	従量排除汚水量	金額(1立方メートルにつき)		基本排除汚水量	金額	超過排除汚水量	金額
一般用	円	立方メートル	円	一般用	立方メートル	円	立方メートル	円
	750	4まで	20		10	750		

		4を超え10	50						
		まで							
		10を超え20	110			10まで			85
		0まで							
		20を超え50	120			10を超え40			95
		0まで				0まで			
		50を超え100	130			40を超え90			105
		00まで				0まで			
		100を超え	135			90を超える			110
		るもの				もの			
公衆浴場用	450	—	60	公衆浴場用	10	450	—	50	

(特殊営業の排除汚水量の認定等)

第15条 <省略>

(月の中途における使用料の算定)

第15条の2 月の中途において、下水道の使用を開始し、若しくは廃止し、又は中止したときの使用料は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が16日以上ときは、1月分として算定する。
- (2) 使用日数が15日以下ときは、第13条の表の適用については、基本使用料はその2分の1とし、従量使用料は同表従量排除汚水量の欄中「4」を「2」とし、「10」を「5」とし、「20」を「10」とし、「50」を「25」とし、「100」を「50」として算定する。

2 月の中途において、一般用又は公衆浴場用の種別に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用して算定する。ただし、その使用日数が等しいときは、変更後の料率を適用する。

(特殊営業の排除汚水量の認定等)

第15条 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市下水道条例第13条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して使用している公共下水道で、同日前までの排除汚水量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。

（理由）

この案を提出するのは、下水道事業の経営基盤の強化及び受益者負担の適正化を図るため下水道の使用料を改定する等に当たり、瀬戸市下水道条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第47号議案

瀬戸市水道法施行条例の一部改正について

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成24年瀬戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u>	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道法施行条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。